

相模原市産業用ロボット導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市内企業の競争力強化や強固なものづくり基盤構築を図ることを目的として、市内の事業所において、自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業をプログラムにより実行できる機械(以下「産業用ロボット」という。)を導入することで生産性の向上を図る事業者に対し、産業用ロボットの導入に係る補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業等)

第2条 この要綱における補助金の交付対象となる事業は、産業用ロボットを購入し、又は、賃借するとともに、製造、梱包、仕分等の工程に導入し、又は、更新することにより、当該工程における生産性の向上を図る事業(以下「補助事業」という。)とし、他の補助金を受けていないものとする。

2 補助事業をととして、地域のロボットシステムインテグレータの競争力強化を推進するものとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該交付決定日の属する会計年度の3月15日までとする。

(補助金の交付の対象)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助事業を当該事業所で実施する事業者又は補助対象事業の完了日までに市内へ事業所を移転し、若しくは新設し、補助事業を当該事業所で実施する事業者であって、市税の未納がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)

第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人又は団体にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(補助金の交付の対象となる経費、補助金の額等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額とし、その補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 納税証明書(市税について未納の税額がない証明)
- (3) 会社案内等の企業概要資料
- (4) 暴力団に該当しないことの誓約書及び同意書(第1号様式)
- (5) 役員等氏名一覧表(第2号様式)
- (6) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書

2 前項で定めるもののほか、市内へ事業所を移転し、又は新設し、補助事業を当該事業所で実施しようとする事業者は、当該事業の用に供するために購入した土地や建物の売買契約書又は賃貸借契約書を必要書類として提出するものとする。

(交付の決定に係る審査)

第6条 市長は、規則第5条第1項に規定する審査に当たり、必要に応じて学識経験者、税理士、公認会計士等に意見を聞くことができる。

(不交付の決定)

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定による審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、相模原市産業用ロボット導入補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の市長が定める期日は、当該年度の3月15日までとする。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類として、取得財産等管理明細表(第4号様式)を提出しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第23条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、取得価格の単価又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第23条の規定に基づき、市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ相模原市産業用ロボット導入補助金に係る財産処分承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合に

は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業状況の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後3年間、市の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、相模原市産業用ロボット導入補助金に係る事業状況報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(成果の発表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

(検討)

2 市は、この要綱の施行後5年以内に、産業用ロボットの導入状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象 経費の区分	内 容	補助率		補助 上限額
		※中小企業	※大企業	
産業用ロボット 導入又は更新に 要する経費	産業用ロボットの購入又は賃借(ただし、賃借の場合は、補助金交付年度内に支出するものに限る。)、搬入、据付若しくは調整等、産業用ロボットの導入又は更新に要する経費	3 分 の 2 以 内	2 分 の 1 以 内	一 件 あ た り 5 0 0 万 円
導入又は更新に 伴う付帯経費	産業用ロボットの導入又は更新に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費			
その他経費	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費			

※中小企業・・・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業を除く)

※みなし大企業・・・次のいずれかに該当する企業

- (1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- (3) 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

※大企業・・・中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者に該当しない企業及びみなし大企業

第1号様式(第5条関係)

暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者住所

申請者氏名（事業者名及び代表者名）

※申請者本人が署名の場合は押印不要

相模原市産業用ロボット導入補助金交付申請にあたり、下記について確認・同意し、申請者(※)が暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 申請者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第3号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。
- 2 補助金を受領後に申請者が暴力団員であることが判明した場合にも、市長は、交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずるものとします。

(※) 申請者が、法人の場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)をいう。

法人の場合は、役員等一覧表(第2号様式)も提出すること。

第2号様式(第5条関係)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

(全ての役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)を記載してください。)

記載された全ての者は、役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

企 業 名

代表者氏名

※申請者本人が署名の場合は押印不要

第3号様式（第7条関係）

相模原市産業用ロボット導入補助金 不交付決定通知書

相模原市指令（産支）第 号

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名

年 月 日付提出のあった交付申請については、次のとおり交付しないことを決定しましたので、相模原市産業用ロボット導入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 補助事業の名称	
2 補助金の名称	相模原市産業用ロボット導入補助金
3 不交付の理由	

第4号様式(第8条関係)

取得財產等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考
				円	円				

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第10条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産の区分は、(イ)事業用備品(機械装置等)、(ロ)書籍、資料、図書類、(ハ)無体財産権(産業財産権等)、(ニ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

相模原市長 あて

申請者住所

申請者氏名（事業者名及び代表者名）

※申請者本人が署名の場合は押印不要

相模原市産業用ロボット導入補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け相模原市指令(産支)第 号で交付決定された補助事業に関し、取得した財産等を処分したいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第23条及び相模原市産業用ロボット導入補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 取得財産名及び取得年月日
- 3 取得価格
- 4 処分の理由
- 5 処分の方法及び時期
- 6 耐用年数

第6号様式(第11条関係)

年 月 日

相模原市長 あて

申請者住所

申請者氏名（事業者名及び代表者名）

※申請者本人が署名の場合は押印不要

相模原市産業用ロボット導入補助金に係る事業状況報告書

年 月 日付け相模原市指令(産支)第 号で交付決定された補助事業に関し、年度の事業状況について、相模原市産業用ロボット導入補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 会社の概況

(1) 事業状況

(2) 営業成績の推移等の状況(過去2期の推移)

(3) 財産の推移等の状況(過去2期の推移)

(4) その他重要な事項